

新潟市立東石山中学校卓球部保護者会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新潟市立東石山中学校卓球部保護者会と称する。

(会員)

第2条 新潟市立東石山中学校卓球部に在籍する生徒の保護者及び本会の趣旨に賛同し協力してくれる者により構成される(期間は生徒が卓球部に入部した日から退部した日までとする)。

(目的)

第3条 本会は、新潟市立東石山中学校卓球部の活動に関して生徒の健全な育成を目指すため、部活動運営の適切な支援を行い、併せて会員相互の理解と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 部活動運営にかかわる必要な協力。
- 2 会員相互、顧問(指導者)理解及び親睦のための活動。
- 3 その他目的達成に必要なこと。

第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------------|
| (1)会長 | 1名(最高学年より) |
| (2)副会長 | 2名 |
| (3)会計 | 1名 |
| (4)会計監査 | 2名 |

(役員の職務)

第6条 本会の役員は、次の任務を行う。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長と会計を補佐し、会長不在の時は会長職を代行する。
- (3)会計は本会の経理を行う。
- (4)会計監査は本会会計の監査を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は選出から改選までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする

- 2 定期総会は、毎年5月と7月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに招集することができる。

(総会の審議)

第9条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1)事業計画、事業報告、会計報告に関する事項
- (2)予算、決算に関する事項
- (3)役員の選任及び解任に関する事項
- (4)会則等の改正に関する事項
- (5)その他会長が必要と認めた事項

(総会の定足数)

第10条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(但し、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第11条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第12条 会の中に役員会を置く。

- 2 役員会は、第5条で定める役員と部活動顧問をもって構成する。

(役員会の招集)

第13条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1)総会で必要な審議事項。
- (2)その他、会長が必要と認めた事項。

第5章 会計

(経費)

第15条 会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第16条 会費は年間2回(7・12月)に分けて、年間24,000円を納入する。

- 2 不足が生じた場合は、その都度徴収する。
- 3 一旦納入された会費は、退会しても返金はしない。
- 4 長期休部などで大会・練習試合などに参加できない生徒については、顧問・会長・副会長が相談し対応を決定する。

(事業年度及び会計年度)

第17条 会の事業年度及び会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第19条 収支計算書を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(設立年月日)

第21条 本会の設立年月日は令和6年4月1日とする

(所在地)

第22条 この団体の所在地を会計宅に置く

付則

- (1) 本会の会則は令和6年4月1日から施行する。
- (2) 本会の会則は令和6年6月1日から施行する。(役員の種類、会費、会計報告の改訂)
- (3) 本会の会則は令和6年12月1日から施行する。(会費の改訂)

東石山卓球クラブルール

令和6年12月版

東石山卓球クラブは、学校・地域・保護者が一体になって、皆さんの活動を支えるクラブです。
学校の部活動以外の時間帯(令和7年度は放課後17時15分以降、令和8年度は放課後16時40分以降、土日祝)は、卓球クラブの活動となります。

先生・地域の指導者・保護者の協力に感謝しながら、活動していきましょう。

クラブ生全員が気持ちよく活動できるよう、顧問、指導者、保護者みんなで声かけをしていきます。

注意を受けたり、試合に負けた後などでも、否定的な態度や言葉遣いを慎み、スポーツマン精神にのっとり、真摯に受け止めましょう。

・基本的なマナー

学校の規則、部活動規則を守り集団の一員として責任を持って行動する。

欠席、遅刻する際は、必ず顧問に届ける。(無断で休まない)

礼儀を重んじ、すすんで挨拶を行う。

真剣に日々の練習に取り組む。

チームワークを大事にする。

施設用具は大切に使う。

練習時間や下校時間はあらかじめ決められた時間を守り、集合解散し、帰宅時間を守る。

・学校以外での活動時の注意点

大会関係者、保護者、チームメイトに挨拶をする。

積極的にチームメイトの応援をする。

開会式閉会式は私語飲食禁止。

試合前練習、準備、片付けは基本的に全員で行う。

クラブ全体で動いている時は協力し合い、勝手な単独行動はしない。

お菓子、スマホ、ゲームなど不要な物は持ち込まない。

ゴミは必ず持ち帰る。

自動販売機でアイスやジュースを買うことはできません。飲み物は多目に持って来ましょう。